

平成15年6月11日
周南社協規程第43号

社会福祉法人周南市社会福祉協議会
周南市徳山社会福祉センター管理運営規程

改正 平成18年3月29日

(趣 旨)

第1条 この規程は、周南市徳山社会福祉センター条例第13条の規定に基づき、社会福祉法人周南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が周南市から指定管理者の指定を受けて行う周南市徳山社会福祉センター（以下「福祉センター」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

一部改正（平成18年3月29日）

(職 員)

第2条 福祉センターに次の職員を置く。

(1) 所 長 (2) 事務職員 (3) 健康管理指導員

2 所長は、業務に支障のないように常時職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

(職 務)

第3条 所長は、上司の命を受けて業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 職員は、所長の命を受け所掌の業務に従事する。

(事務分掌)

第4条 福祉センターにおける事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 所属の職員に係る服務に関すること。
- (2) 所属に係る文書の収発・保管等庶務に関すること。
- (3) 福祉センターの物品の管理及び出納に関すること。
- (4) 福祉センターの利用調整及び使用許可に関すること。
- (5) 福祉センターの利用料の徴収等に関すること。
- (6) 「センターバス」並びに「福祉バス」の運行に関すること。
- (7) 福祉センター内外の環境保全に関すること。
- (8) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (9) 市民福祉の向上と福祉活動の発展等に係る福祉センター事業に関すること。
- (10) 機能回復訓練事業に関すること。
- (11) 所属に係る予算の編成及び決算の諸資料に関すること。

(事務の協力)

第5条 福祉センターにおける各種大会・行事並びに緊急を要する事故で分担事務が繁忙であるときは、互いに協議のうえで協力し合わなければならない。

(決 裁)

第6条 福祉センターにおいて処理する事務の決裁区分、決裁手続及び専決事項等は、処務規程の定めるところによる。

2 前項の規定による専決事項であっても軽易若しくは異例に属さないもの、又は規定の解釈上疑義のないものについては、所長が決裁するものとする。

(保健衛生管理)

第7条 所長は、施設・設備等を使用する者及び職員の保健衛生を管理するため、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 職員については、常にその身体及び服装の清潔保持に留意すること。
- (2) 浴室並びに便所は、休館日を除き毎日清掃を行うこと。
- (3) 装寝具類及び食器類等は、常に清潔を保つこと。
- (4) 福祉センターの内外を清潔に保つとともに、環境保全に務めること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、所長が必要と認める措置。

2 所長は、生活相談及び健康相談並びに機能回復訓練を実施するにあたっては、これを強制し、若しくは自由を拘束することがないように留意するとともに、その実施状況を記録しておかなければならない。

(非常災害対策)

第8条 所長は、消防法（昭和23年法律第168号）第8条に規定する防火管理者を定めなければならない。

2 防火管理者は、災害の発生するおそれのある箇所及び消火・避難・警報その他防災に関する設備を点検し、整備しておかなければならない。

3 防火管理者は、非常災害に対する具体的な計画をたて、消火・避難・救出、その他非常災害に備えるために必要な訓練を行わなければならない。

4 防火管理者は、第2項の点検・整備の状況並びに前項の訓練の実施状況について記録しておかなければならない。

(備付帳簿)

第9条 所長は、次の各号に掲げる帳簿を備え、常に整理しておかなければならない。

(1) 管理に関する帳簿

- ・業務日誌
- ・職員の勤務状況等に関する記録簿
- ・周南市例規集並びに周南市社会福祉協議会諸規程
- ・施設運営に必要な諸規程
- ・重要な会議に関する記録簿
- ・備品台帳（写）
- ・事業計画並びに事業実施状況に関する書類綴
- ・非常災害対策に関する記録簿
- ・関係官署に対する報告・連絡文書綴
- ・機械室日誌等関係書類綴
- ・清掃日誌
- ・施設・設備等の保守点検書類綴

(2) 利用者等に関する帳簿

- ・施設・設備使用申請書綴
- ・事業等に関する各種申請書綴

- ・入浴者名簿
 - ・ボランティア室の利用状況に関する記録簿
 - ・機能回復訓練室の利用状況に関する記録簿
 - ・生活相談及び健康相談に関する記録簿
 - ・料理実習室の利用状況に関する記録簿
- (3) 会計・経理に関する帳簿
- ・収支予算書及び決算書綴
 - ・歳入金徴収整理簿
 - ・歳入金調定及び収入調書（控）
 - ・品受払に関する帳票
 - ・収入・支出に関する帳簿及び帳票書類綴

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、管理運営その他必要な事項は、本会会長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成15年4月21日から適用する。

附 則（平成18年3月29日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。